



# 日本耐震天井施工協同組合 天井診断士会員入会申込書

日本耐震天井施工協同組合 理事長殿

日本耐震天井施工協同組合の趣旨及び規程に賛同し、天井診断士会員として入会を申し込みます。  
記載内容については、事実と相違なく、貴組合の情報利用の目的に同意します。

申込日 (西暦) 年 月 日

会費 (年間) 10,000円 (消費税含む)

会社・団体名 (個人は屋号)	(フリガナ)				(代表者印)	
代表者名	(フリガナ)				役職	
	姓	名				
本社住所	(フリガナ)					
	〒					
TEL	—	—	FAX	—	—	
Eメール						
設立年月日	大正 平成	昭和 令和	年 月	資本金	万円	従業員数 人
事業内容						

事務担当者 (請求書等送付先) ※上記と異なる場合、ご記入ください。

氏名	(フリガナ)		所属・役職	
	姓	名		
住所	(フリガナ)			
	〒			
TEL	—	—	FAX	—
Eメール				

### 振込み先口座番号

三菱UFJ銀行 (0005) 麴町中央支店 (015) 普通預金1134139  
口座名義：日本耐震天井施工協同組合 (ニホンタイシンテンジョウセコウキョウドウクミアイ)

ご記入いただいた個人情報の利用目的は、次のとおりです。

- [1]本人の確認
- [2]電子メール、ダイレクトメール、ファックス等による各種情報提供及び通知・連絡
- [3]物品、書類等の発送
- [4]発注者への資格者名簿の提供

上記以外には利用致しません。

詳しくは、個人情報保護指針 (プライバシーポリシー) および保有個人データの利用目的参照

## 天井 診断士 会員 規程

### 第1条 (目 的)

耐震保証事業を推進するための耐震診断業務を普及させることを目的とする。

### 第2条 (会員資格)

前条の目的に準じ業務を行おうとする法人および個人事業主、並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令で定められた特殊法人等で、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、天井診断士会員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### 第3条 (加 入)

会員たる資格を有する者は、本組合の承認を得て、加入するものとする。

2 前項の採否は、理事会において決する。

### 第4条 (会 費)

会員は、年会費を納入するものとする。

2 会費の額は、年間1万円とし、毎年12月末日までに一括納入する。また、1年未満で脱会しても会費は返金しないものとする。

但し、組合員及び賛助会員、特殊法人等については会費を免除する。また、会費は理事会の理事会の審議により免除することができる。

### 第5条 (事 業)

本組合は、第1条の目的を達成するため、会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 耐震天井設計講習会（旧称、天井耐震診断士講習会）を開催する。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

### 第6条 (派 会)

会員が脱会しようとするときは、本組合へあらかじめ書面による届け出により脱会するものとする。

2 前項の届け出は、組合が定める様式に必要事項を記入し押印の上、組合へ提出するものとする。

3 第4条（会費）第2項に基づき税金した場合でも、支払済みの会費は返金しないものとする。また、届け出後、すみやかに入会時に本組合より配布されたフロッピーディスクを返却しなければならないものとする。

### 第7条 (除 名)

本組合は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。但し、除名した場合であっても、支払済みの会費は返金しない。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした会員。
- (2) 本組合の事業についての情報を濫用した会員。
- (3) 会費の納入を怠った会員。
- (4) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした会員。
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした会員。
- (6) 会員の代表者及び役員並びに関係者が不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められた場合。
- (7) 会員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められた場合。
- (8) 会員の代表者及び役員並びに関係者が暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められた場合。
- (9) 本組合が関与しない天井耐震診断について日本耐震天井施工協同組合（JACCA）天井耐震診断士の名称を使って受注等の営業活動を行った場合。

### 第8条 (その他)

会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、本組合の理事会で決定する。

## 天井 耐震 診断士 規程

### 第1条 (目 的)

天井診断士会員規程に基づく、天井耐震診断士（以下「診断士」という。）の認定及びその他に關して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (診断士受講資格)

診断士の受講資格者は、組合員及び賛助会員並びに天井診断士会員の従業員及び所属する者。

### 第3条 (診断士認定資格)

診断士の認定資格者は、本組合が開催する耐震天井設計講習会（旧称、天井耐震診断士講習会）を受講し、修了認定基準を満たした者で、下記のいずれかの国家資格を有する者であること。

- イ、一級建築士
- ロ、二級建築士
- ハ、一級建築施工管理技士
- ニ、二級建築施工管理技士
- ホ、技術士

### 第4条 (診断士認定および登録)

本組合の技術委員会に諮り、資格認定した者に対して診断士認定証（以下「認定証」という。）を交付し登録する。

### 第5条 (認定証発行手数料)

認定証の発行手数料については別に定めるところによるものとする。

### 第6条 (耐震天井設計講習会（旧称、診断士講習会）及び受講料) :

本組合は以下の耐震天井設計講習会を開催する。

- (1) 新規診断士を対象とする認定講習会
- (2) 認定証の有効期限を更新するための更新講習会
- (3) 最新の知識を習得するためのフォローアップ講習会  
本組合は新規・更新・フォローアップ講習会を合同で開催する場合もある。  
※フォローアップ講習会を受講した場合でも有効期限の延長はしない。
- (4) 受講料は別に定めるところによるものとする。但し、料金は理事会の審議により変更できるものとする

### 第7条 (認定証の換発)

本規程に定める診断士は耐震診断業務を行う場合は必ず認定証を携帯しなければならないものとする。

### 第8条 (認定証の有効期間)

認定証の有効期間は、発行日の翌日より起算して3年目の日が属する年の12月末日までとする。

### 第9条 (認定証の更新)

認定証を更新しようとする者は、本組合が開催する更新講習会を受講し、更新講習会修了認定基準を満たした者で、別に定める更新講習会受講料及び認定証更新手数料を支払うことで、認定証の有効期間を更新できるものとする。

### 第10条 (認定証の登録事項の変更)

認定証の登録事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に組合へ書面通知した上で、登録事項の変更手続きを速やかに行い、別に定める登録事項変更手数料を支払うものとする。

### 第11条 (認定証の紛失)

認定証を紛失した場合は、本組合へ書面により通知した上で、紛失による認定証再発行の手続きを行い、別に定める認定証再発行手数料を支払うものとする。但し、再発行後の認定証の有効期間は元の認定証の有効期間とする。

### 第12条 (認定証の貸与等禁止)

認定証の他人へ貸与又は譲渡は禁止するものとする。

### 第13条 (診断士の所属替え)

診断士が他の組合員、賛助会員、および天井診断士会員（以下「会員等」という。）に所属を替えたとした場合でも認定証は有効とする。但し、第10条（認定証の登録事項の変更）に基づき速やかに登録事項の変更の手続きを行わなければならないものとする。

### 第14条 (診断士が会員等以外に所属替えをした場合の措置)

有効期間内の認定証は有効とするが、所属する法人および個人事業主が会員等に加えない場合は、本組合の天井耐震診断業務を行うことはできないものとする。

### 第15条 (認定証の取り消し)

本組合は次のいずれかに該当する場合、認定証を取り消し及び認定証の返還を求めることができる。尚、組合は認定証を取り消した場合でも、支払済みの認定証発行手数料等は返金しないものとする。

- (1) 業務に対して会員または診断士が情報を他に漏らすなど、悪質な行為を行った場合
- (2) 本組合が関与しない天井耐震診断について、「JACCA 天井耐震診断士」の名称を使って受注等の営業活動を行った場合
- (3) 会員及び診断士が反社会的な行為を行った場合
- (4) 診断士が提出した診断報告書（JACCA 診断チェックリスト）及び改善計画書に虚偽の記載があった場合
- (5) 診断士資格の国家資格が失効又は取り消しとなった場合
- (6) 診断士が不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められた場合
- (7) 会員が暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められた場合

### 第16条 (認定証の失効)

認定証は次のいずれかに該当する場合は失効するものとする。

- (1) 有効期間内に更新のための更新講習会を受講しない場合
- (2) 紛失等による認定証再発行手続きを認定証の有効期間内にしない場合
- (3) 診断士が所属する法人および個人事業主から除名および除籍された場合

### 第17条 (禁止事項)

本組合が関与しない天井耐震診断については、「JACCA 天井耐震診断士」の名称を呼ぶての一切の活動を禁止する。

### 第18条 (その他)

本規程に定めのない事項であって必要な事項は、本組合の理事会で決定する。

## 別 表

### 各種料金表

#### 診断士講習会の受講料

天井耐震診断士 新規・更新講習会受講料	天井耐震診断士 フォローアップ講習会受講料
35,000 円/人	5,000 円/人
但し組合員・賛助会員 15,000 円/人	※認定証の有効期間の延長はしない。

#### 認定証に関する各手数料

認定証更新手数料	認定証再発行手数料	登録事項変更手数料
5,000 円/人 有効期間3年目の12月末日まで	5,000 円/人	1,000 円/人
	※紛失後に再発行された認定証の有効期間は元の認定証の有効期間とする。	

※料金は全て税込



# 日本耐震天井施工協同組合 天井診断士会員入会申込書

日本耐震天井施工協同組合 理事長殿

日本耐震天井施工協同組合の趣旨及び規程に賛同し、天井診断士会員として入会を申し込みます。  
記載内容については、事実と相違なく、貴組合の情報利用の目的に同意します。

申込日 2021 年 4 月 1 日

記入例

会費（年間） 10,000円（消費税含む）

会社・団体名 (個人は屋号)	(フリガナ) ニホンコンサルタントカブシカイシャ			(代表者印)
	日本コンサルタント株式会社			印
代表者名	(フリガナ) ニホン	タロウ	役職	
	姓 日本	名 太郎	代表取締役	
本社住所	(フリガナ) トウキョウトチヨダクウチサイワイチヨウ1-1-1 テイコクホテルタワー18F			
	〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー18階			
TEL	03-3539-6569	FAX	03-3539-6670	
Eメール	<a href="mailto:info@jacca.or.jp">info@jacca.or.jp</a>			
設立年月日	大正 昭和 平成 令和	〇年〇月	資本金	〇万円 従業員数 〇人
事業内容	耐震診断、保証事業、会員向けの研修会開催 など			

事務担当者（請求書等送付先） ※上記と異なる場合、ご記入ください。

氏名	(フリガナ) ヤマダ	イチロウ	所属・役職	
	姓 山田	名 一郎	事務局	
住所	(フリガナ)			
	〒 上記同様			
TEL	—	—	FAX	— —
Eメール	<a href="mailto:tantou@jacca.or.jp">tantou@jacca.or.jp</a>			

### 振込み先口座番号

三菱UFJ銀行（0005）麹町中央支店（015）普通預金1134139  
口座名義：日本耐震天井施工協同組合（ニホンタイシンテンジョウセコウキョウドウクミアイ）

ご記入いただいた個人情報の利用目的は、次のとおりです。

- [1]本人の確認
- [2]電子メール、ダイレクトメール、ファックス等による各種情報提供及び通知・連絡
- [3]物品、書類等の発送
- [4]発注者への資格者名簿の提供

上記以外には利用致しません。

詳しくは、個人情報保護指針（プライバシーポリシー）および保有個人データの利用目的参照